

令和5年(行コ)第30号 託送料金認可取消請求控訴事件
 控訴人 一般社団法人グリーンコープでんき
 被控訴人 国(処分行政庁 経済産業大臣)

証 拠 説 明 書 8

令和6年2月29日

福岡高等裁判所第3民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 馬場 勝 外



号証	標 目 (原本・写の別)		作成日	作成者	立証趣旨
甲34	託送料金制度(レベニューキャップ制度)の詳細設計について	写し	2022年 3月25日	電力・ガス取引監視等委員会	新しく導入されたレベニューキャップ制においても、廃炉円滑化負担金相当金と賠償負担金相当金は総括原価方式の託送料金の場合と同じ扱いがされており、いずれも「制御不能費用」、つまり、経営努力によって引き下げられない費用として位置付けられたこと。 賠償負担金相当金と廃炉円滑化負担金相当金については「省令に基づき接続供給を通じて需要家から回収してから原子力事業者に払い渡す福島復興に必要な原子力損害賠償の備えの不足分及び円滑な廃炉を促すための費用」であり、その単価・量については「回収すべき額、期間等は省令に基づき原子力事業者が算定し、国への申請・承認を受けたうえで通知されるものであり、効率化余地なし」と説明されていること。そして、見積方法としては「申請時点における最新の大臣通知に従って、規制期間に必要となる回収額を見積もることとする」とされていること等
甲35	税制調査会基本問題小委員会御説明資料	写し	2000年 3月	環境庁	汚染者負担原則は、1972年のOECD勧告(環境政策の国際経済的側面に関する指導原則についての理事会の勧告)によって提唱されたもので、汚染防除費用を汚染者が負担すべきであるとするものであること。 日本においては、激しい公害被害の反省を踏まえ、汚染防除費用だけでなく環境復元費用や被害救済費用についても汚染者負担原則が取り入れられ、この際の汚染者とは「汚染物質を第1次的に排出している直接的汚染者」のことであること等
甲36	東京電力改革・1F問題委員会議事録	写し	2016年 10月5日 ～2017 年7月26 日	東京電力改革・1F問題委員会	2016年10月～2017年7月に開かれた事故炉廃炉費用や賠償費用を含めて原発事故の費用負担の基本的考え方の内容を議論した東京電力改革・1F問題委員会は非公開で開かれ、議事録も公表されなかったこと。 龍谷大学教授の大島堅一氏が情報開示請求により得た議事録においても、経済産業大臣、委員長、資源エネルギー庁長官、オブザーバー(東京電力社長)を除いて、発言した委員の名前が黒塗りにされていること。 賠償負担金相当金の託送料金原価への算入に関して、資源エネルギー庁の目下部長官(当時)は、2016年12月14日の第7回東京電力改革・1F問題委員会で「月額18円程度の託送料金の引き上げになりますが、それに見合う形での合理化を各電力会社は講ずることによって総じて負担総額が増えないような形にすることも決まっています」と説明していること等
甲37	東電改革提言	写し	2016年 12月20 日	東京電力改革・1F問題委員会	現在、電力各社が毎年原子力損害賠償廃炉等支援機構に納付している一般負担金相当額は、現状では福島原発事故の賠償に係る資金に充てられていること等

号証	標目 (原本・写の別)		作成日	作成者	立証趣旨
甲38	福島事故及びこれに関連する確保すべき資金の全体像と東電と国の役割分担	写し	2016年 12月9日	東京電力改革・1F問題委員会	確保されていなかった賠償の備えのうち未回収部分とされる2.4兆円が、賠償費用の増加分2.5兆円とほぼ等しいこと等
甲39	新聞記事	写し	2017年 1月27日	株式会社日本経済新聞社	託送料金によって賠償費用等を回収することにつき、日本経済新聞などの主要報道機関が、増額分負担のための制度として広く報道したこと。 電力システム改革貫徹のための政策小委員会委員長の山内弘隆一橋大学教授(当時)自身が、日本経済新聞のインタビューに「率直に言ってかなり苦しい理屈」と答えていること等